



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

G.W.F.ヘーゲルにおける「承認」と「自由」

著者	濱 良祐
学位名	博士(哲学)
学位授与機関	同志社大学
学位授与年月日	2013-03-20
学位授与番号	34310甲第564号
URL	http://id.nii.ac.jp/1707/00001043/

博士学位論文審査要旨

2012年12月12日

論文題目： G. W. F. ヘーゲルにおける「承認」と「自由」

学位申請者： 濱 良祐

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 田端 信廣

副査： 文学研究科 教授 長澤 邦彦

副査： 文学部 准教授 中川 明才

要旨：

本論文は、イェーナ時代全般を通じてヘーゲルの最大の関心であった、個々の人間の自由と共同体における統合的な生との統一という課題を、彼がどのようにして、どの程度実現したのかを、両者の媒介的機能を果たす「承認」概念の精緻な検討、検証を通して解明した歴史的かつ体系的な研究である。著者は、数々の先行研究の成果を踏まえながらも、従来の研究では「承認」の機能が実践哲学の個別的原理としてしか取り扱われていない点を批判して、この鍵概念が一貫してヘーゲルの体系構成法における方法論的概念として働いていることを指摘し、この観点からテキストの様々な箇所論じられている「承認」の働きを解釈しようとしており、その企ては成功していると言える。

本論文は、「序論」、第Ⅰ部(第一章～第四章)、第Ⅱ部(第五章～第八章)、「結論」から成っている。第Ⅰ部は主に「イェーナ体系構想Ⅲ」(1805/06年)を、第Ⅱ部は『精神現象学』(1807年)を考察の対象に取り上げている。

著者は、第Ⅰ部では、ヘーゲルの「体系構想Ⅰ」(1803/04年)やフィヒテの『自然法論』(1796年)での「承認」論との比較検討を通して、「体系構想Ⅲ」での「承認」が単に「個別意志」から「普遍的意志」への生成の契機として機能しているだけでなく、法体制を根底から支える規範として導出されていることを明らかにした。とくに『自然法論』との比較検討は、新たな視点と成果を提示している。

第Ⅱ部では、従来の『精神現象学』の「承認」論研究の欠陥を補完するという観点から、このテキストでの「承認」論が共同体における最高の倫理的統一態としての「人倫」の形成に寄与している道筋を説得力あるかたちで解明している。著者はとくに第八章では、社会における自由と共同性を巡る現代の議論に対して、ヘーゲルの「承認」－「自由」論がなお一定のアクチュアリティーをもっていることを主張している。

本論文の意義は、これまでの内外の豊富な「承認」論研究を踏まえながらも、なお著者独自の視点からイェーナ後期の「承認」と「共同体における自由」の連関を統一的に解明している点に認められる。

よって、本論文は、博士(哲学) (同志社大学)の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2012年12月12日

論文題目： G.W.F. ヘーゲルにおける「承認」と「自由」

学位申請者： 濱 良祐

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 田端 信廣

副査： 文学研究科 教授 長澤 邦彦

副査： 文学部 准教授 中川 明才

要 旨：

上記審査委員は、学位申請者濱 良祐氏に対する総合試験を2012年12月12日午後1時30分から、約3時間30分実施した。

総合審査において学位申請者は、提出された論文の内容に関する口頭試問に対して、適切に応答し、論文の意義とその研究水準の高さを示すとともに、主題の背景となる思想史的な理解についても広範な専門的知識を有していることを証明した。

また、語学試験（ドイツ語、英語）においても、学位申請者が研究上要求される外国語文献の読解能力を十分有していることが確認された。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： G. W. F. ヘーゲルにおける「承認」と「自由」
氏名： 濱 良祐

要 旨：

本論文のねらいは、G. W. F. ヘーゲルの探求を精査し再構成することによって、共同体における生と人間の自由とを真に統合しうる論理を究明することである。そのために本論文では、ヘーゲルの実践哲学を再構成する鍵概念として「承認」概念に焦点を当てている。この概念がもつ自由で平等な諸個人の間相互主観的境位の生成というモチーフが、ヘーゲルの実践哲学の理解に新たな可能性を開くことになる。本論文の研究の特徴は、この「承認」を実践哲学の原理として理解するのではなく、ヘーゲルの実践哲学の展開における方法論的装置として理解し、この概念の体系上の機能を明らかにしている点にある。本論文の研究は、「承認」概念から得られる相互主観性という視点を重視するだけでなく、「承認」を軸としてヘーゲルの実践哲学を再構成することを通して、相互主観性と客観的に実在化された自由とを統一づける理論を構築しようとする試みである。

これまでの先行研究においては「承認」概念と「人倫」概念との連関が十分に論じられることはなかった。「人倫」はヘーゲルの実践哲学の中心的な概念である。現代においてヘーゲルの実践哲学の意義を再検討し、さらなる理論的展開を目指すのであれば、両概念の連関を解明することは不可避である。特に明らかにされなければならないのは、「承認」概念のうちに見出された相互主観性が「人倫」的な有機的共同体の形成に対してどのように関連づけられるのかということである。そのことを明らかにすることによってのみ、個人としての自由と人倫的な共同性の統一の可能性、言い換えれば真に自由な共同体の実現可能性が開示される。本論文で提示されている新たなヘーゲル哲学の枠組みでもって、現代の自由と共同体をめぐる議論に対する新たな視座を提供することができるはずである。その視座はヘーゲル哲学の現代的な意義を見直すことだけではなく、人間の自由の本質の解明に大きく寄与することになり、その自由観に基づく新しい社会モデルや道徳的意識の構築につながると考えられる。

本論文は、イェーナ期(1801-1807)のヘーゲルの論文・草稿群および『精神現象学』の綿密な読解を通して「承認」概念や「人倫」概念の意義と体系的な位置づけを解明するという仕方で進められる。論文の構成は以下のようになっている。

第I部では、1805/06年の「イェーナ体系構想III」の叙述を考察の中心的な対象とする。「体系構想III」は、ヘーゲルの主著である『精神現象学』の直前に書かれた講義用の草稿であり、公刊されたものではないが当時のヘーゲルの思想の水準を示すだけのまとまった内容を有している。このテキストの「精神哲学」部門は、最も抽象的な境位にあった意識が言語・労働・社会的関係などの境位を経て、最終的に「精神」へと発展していくという、1807年に公刊された『精神現象学』に近似した方法論によって叙述されている。このテキストに焦点が当てられるのは、このテキストにおいて「承認」概念が法哲学的な水準において確立されているからである。「体系構想III」の体系の特異な点は、「承認」が「個別意志」から「普遍意志」への生成の契機としてだけでなく、法体制を根底から支える規範としての意義を持っているということにある。「承認」はそれらの意義において、このテキストにおける共同体論の基礎概念となっている。第I部ではこの「承認」概念を考察の中心に据え、ヘーゲルが共同体における自由という問題をどのように解決しているのかを明らかにしている。

第一章で特に注目しているのは、近代の市民社会的諸関係が、「承認」にもとづく個別者の意志の重層的な媒介関係として理解されている点である。ヘーゲルにとって、個人が法的な「人格」としてあるということは「承認されて在ること *Anerkanntseyn*」に他ならない。ここでは「体系構想III」

における「承認」の基本的な意味と、それが社会的諸関係の根源的な水準においてどのように機能しているのかを考察している。

第二章は、社会的法的諸関係において個人としての自由はどのように扱われうるのか、ということを中心として展開している。そのために「体系構想 III」で論じられている「犯罪」という否定的契機に注目している。ヘーゲルは「犯罪」を通常とは異なる独特の意味を込めて用いているのであり、この章ではその意味を手がかりとして（ヘーゲルが表現しようとしている）個人の「意志」の自由と法的制度の間のダイナミズムを読み解いている。

第三章では、そのダイナミズムによって生成してくる「個別意志」と「普遍意志」の統一態の構造について考察している。その考察は「個別意志」の側と「普遍意志」の側の両面からなされ、最後にそれらの媒介的統一において可能となる自由について論じている。

第四章は、フィヒテの『自然法の基礎』（1796）における「承認」概念とヘーゲルの「承認」概念の比較研究である。フィヒテは『自然法の基礎』で「法（権利）」の概念の基礎づけに「承認」を用いており、その点においてヘーゲルに対して先駆的であると言える。しかし、「承認」から導かれる法的な体制についての両者の構想は大きく異なっている。ここでは両者の立場を比較することによって、法的な関係における自由という問題についてフィヒテが切り開いている地平と、そこから展開されたヘーゲルの法理論の独自性を明らかにしている。

第 II 部では、『精神現象学』におけるヘーゲルの実践哲学の展開と射程について考察している。1807年に公刊された『精神現象学』においてヘーゲルは、意識と対象、思惟と存在、確信と真理などの分離・対立を意識自身が乗り越えていく道程を描き出し、その道程を通して意識が（普遍性を有する）「精神」へと高まっていくという方法論を確立させている。この著作において「承認」は、前年の草稿とは異なる、法哲学的な枠組みに捉われない概念として展開されている。「承認」ははじめに自己意識の自立性という問題において論じられ、最終的には道徳性と実践的行為とを関連づける概念として用いられる。さらに、『精神現象学』では共同体論として「人倫」が再び重要な概念として登場している。第 II 部では、『精神現象学』のこうした実践哲学的な主題を有する箇所において、他者との相互媒介的統一という「承認」のモチーフがどのように展開され、「人倫」概念と結びつけられるのかを考察している。

第五章では、「自己意識」章において提示される「承認」概念と、「主と奴」の関係における不平等な「承認」を主題的に研究している。ヘーゲルは「自己意識」章において「承認」の相互媒介性を明示しながら、「承認」関係の最初の現象を不平等な関係として論じている。この点から、「体系構想 III」の「承認」論とは異なる、『精神現象学』の「承認」概念の最初の意義を明らかにする。

第六章は、『精神現象学』に含まれる「人倫」をめぐる諸問題についての研究である。特に、「理性」章や「精神」章の記述から近代性を象徴する個人の主体的行為が共同体の生成においてどのような機能を果たしているのかを明らかにしている。また特に「精神」章では、個人と共同体の関係の諸様態に歴史的形態が与えられており、古典古代的な共同性と近代的な個人的自由という対立軸がより鮮明に描き出されている。ここでは「人倫」的共同体に対する個人の行為の位置づけに焦点を当てている。

第七章は、「良心」章における「承認」の意義についての考察である。ヘーゲルは「良心」を、人倫的共同性や近代的な「道徳的自己意識」が孕む諸々の対立の契機を克服した「知」として位置づけている。しかしヘーゲルによれば、その「知」においてもなお「行動的良心」と「批評的良心」との間に必然的に分裂が生じてしまい、それらは「言葉」を介した「承認」によって和解させられなければならない。ここでは「道徳的自己意識」に対する「良心」の独特の意義について考察するとともに、「良心」の和解によって到達される境位がいかなるものであるのかを明らかにしている。そしてそのことを通して、「良心」、「人倫」、「承認」などの概念の間の関連も明らかにされている。

第八章ではそれまでに論じてきた「承認」や「人倫」などの概念に内包される論理が、現代における自由と共同性をめぐる議論に対して有効性を持ちうるのかを検討されている。現代においても C. テイラーをはじめとして、ヘーゲルの哲学にアクチュアリティを見出して再評価を試みている研究

者が存在する。ここではそうした研究者のうち、A. ホネットによる研究の妥当性を考察することを通して、自らの研究を補強するとともに、自らの見解の独自性を示唆している。

結論部では、それまで論じてきたイェーナ期のヘーゲルの実践哲学についての諸考察を総括している。各章における考察の意義と成果を示すとともに、それぞれの連関を改めて明らかにし、その成果が現代の実践哲学の議論に対してもつ意義と展望を示している。